



島根県報

平成22年3月30日（火）

号外第52号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の供用開始

（道路維持課） 2

告 示**島根県告示第237号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	浜田美都線	浜田市弥栄町田野原773番6地先から同632番1地先まで	メートル 303.00	平成22年 3月30日	浜田県土整備事務所	